

# 東邦HDの監査等委員会による、現/元取締役らに対する 不提訴の判断に関する情報提供

2026年3月16日



# 3Dは、2025年12月、東邦HDに対し、東邦HDの現・元取締役らによる過去の談合事件に関する善管注意義務違反について、提訴請求を行いました

談合事件であるJCHO事件・NHO事件について、以下のとおり取締役の善管注意義務違反が存在すると考えています

各事件の発覚年<sup>1</sup>：

2003

## 宮城県価格カルテル事件

- 仙台市内のホテルで医薬品卸10社が価格カルテルを結ぶ
- 0.4億円の課徴金納付命令を受ける

供述調書により  
枝廣CEO・馬田COO  
が黙認・関与した類  
似事案が存在するこ  
とが判明した期間

- 宮城県の事案で“再発防止策”を実施したにもかかわらず、受注調整が常態化
- にもかかわらず、少なくとも枝廣氏・馬田氏は類似事案を黙認・関与し、適切な是正措置も取らなかった

2019

## JCHO談合事件

※実際の談合は2019年以前

- JCHO発注の医薬品の入札を巡り、医薬品卸4社が談合を繰り返す
- 1.6億円の課徴金納付命令、2.5億円の罰金と33億円の和解金が発生

2021

## NHO談合事件

※実際の談合は2021年以前

- 九州地区における医薬品入札で医薬品卸6社が談合を行う
- 1.3億円の課徴金納付命令を受ける

### 善管注意義務違反の内容

#### 内部統制システム構築義務違反<sup>2</sup>

- 2003年の談合事件の処分以降内部で再発防止策を策定したにもかかわらず、JCHO談合事件、NHO談合事件と立て続けに談合が発生
- JCHO談合事件以前の談合の存在を枝廣氏・馬田氏は認識していたものの、何ら是正措置は取らず
- 長きにわたり実効性のある統制システム構築を怠ってきた、歴代取締役会を構成する取締役の長期的な内部統制システム構築義務違反を示す

#### 監視義務違反<sup>3</sup>

- 2016、2018年のJCHO談合事件等において、当時の取締役（枝廣氏・馬田氏ら）は、談合の存在を認識しつつ黙認し、適切な是正措置を講じなかった旨を供述調書等で自認
- 取締役としての監視義務違反であり、その結果として課徴金・和解金等の巨額の損害を会社に与えた

#### 子会社株式の価値保全義務違反<sup>4</sup>

- 子会社株式の価値毀損に繋がる法令違反・不祥事の内容を認識していたにもかかわらず、東邦HDの取締役として是正措置を講じなかった
- 結果として、課徴金等により子会社株式の価値を毀損させており、子会社株式の価値保全義務違反を示す

出典：会社開示資料；各種ニュース記事；令和2年（特）第3100号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件保管記録における枝廣弘巳氏の供述調書；同馬田明氏の供述調書

注：[1]東邦HD又は東邦薬品、九州東邦が当該事件に関与していることが、初めて対外的に報道された年（当社調べ）。役職は事件の発覚時もしくは対応時のもの。；[2]内部統制システム構築義務は、会社法399条の13第1項1号及び2項に規定され、その内容は会社法施行規則110条の4で具体化されている。また、その履行状況は会社法399条の2第3項1号、会社法施行規則130条の2第1項によって監査等委員会の監査対象とされている。；[3]監視義務は、取締役の善管注意義務（会社法330条・民法644条）の一内容であり、また忠実義務（会社法355条）とも関連する。；[4]子会社株式の価値保全義務は、取締役の善管注意義務（会社法330条・民法644条）及び忠実義務（会社法355条）に基づき導かれる義務である。

# 当社の提訴請求は、本人が「自身の言葉」で、談合の常態化、それに対する認識、そして適切な予防措置を講じなかったことを直接認めた供述調書の記載に基づくものでした

枝廣CEOと馬田COOの両氏が、JCHO談合事件以前から同様の受注調整が何度も行われていたことを供述した

枝廣CEOと馬田COOの両氏が、実質的な再発防止策を取っていなかったと供述した



枝廣CEO

## JCHOに関する検察の取り調べにおける枝廣氏の供述調書

“私は医薬品卸売業界に身を置く者として、平成28年JCHO入札及び平成30年JCHO入札の当時から、それら**JCHOの入札はもちろんのこと [黒塗り] 東邦薬品、アルフレッサ、メディセオ及びスズケンのいわゆる「医薬品4大卸」などの同業他社間で受注調整などを行っているのであろうと思っていました**”



枝廣CEO

## JCHOに関する検察の取り調べにおける枝廣氏の供述調書

“代表取締役社長であった私自身、入札や見積合わせなどの際には、東邦薬品と同業他社との間で受注調整などを行っているのだろうとは思いつつも、東邦薬品の**売上や利益の獲得、受注シェアの確保などを優先する気持ちから、入札担当者やその上司らに対し、受注調整などをしないようにと直接指導したり、そのような行為を防止するために踏み込んだ措置を採ろうとはしませんでした**”



馬田COO

## JCHOに関する検察の取り調べにおける馬田氏の供述調書

“もっとも、私は、それまでの私自身の経験などから、JCHO [黒塗り] などによる医薬品の共同入札 [黒塗り] などにおいて、当社を含む医薬品卸売業者の間で、**受注調整が当たり前のように行われていたことは昔から承知しており、引き続き、同様の受注調整が行われているであろうことは分かっていました**”



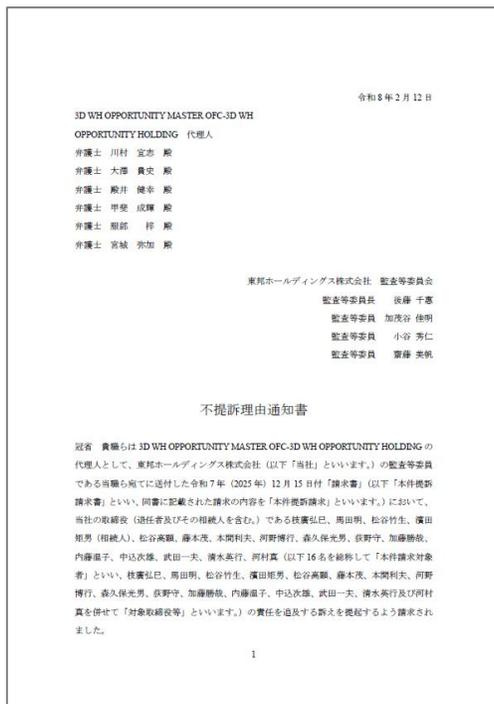
馬田COO

## JCHOに関する検察の取り調べにおける馬田氏の供述調書

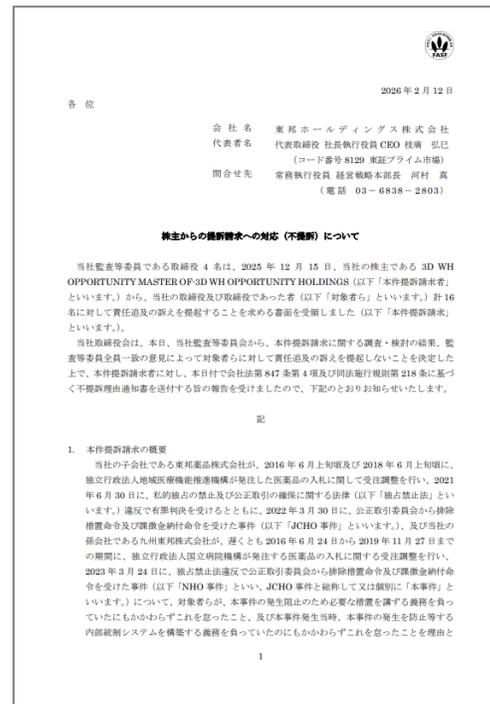
“東邦グループが取り組んでいる**再発防止策などについて**（中略）これはあくまでも、公正取引委員会や厚生労働省などのいわゆる「お役所向け」、つまり**表向きの談合防止策であり、内容も抽象的で全く具体性のないものでした**”

# これに対し、東邦HD監査等委員会は、2026年2月、当社の提訴請求に対して「不提訴」と判断しました

## 『不提訴理由通知書』 (2026年2月12日：3D代理人宛 書簡)



## 『株主からの提訴請求への対応（不提訴）について』 (2026年2月12日：東邦HD開示資料)

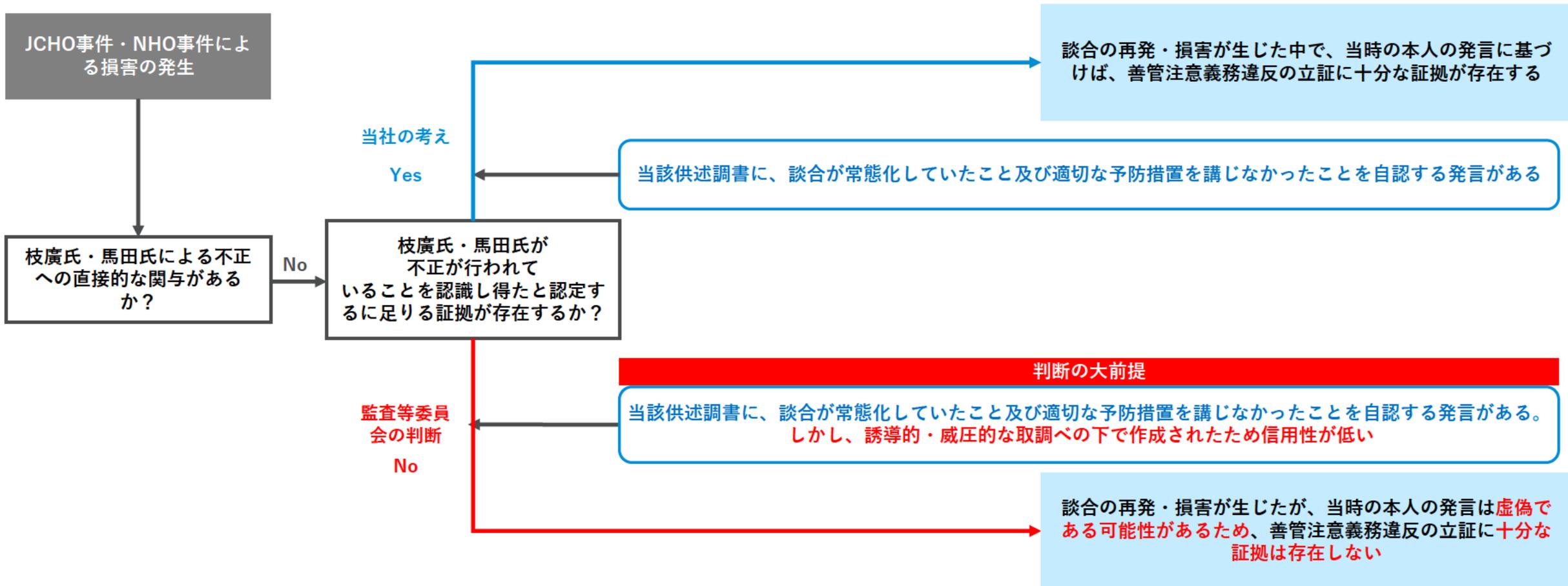


←→  
開示内容に著しい差が存在

当社は、本プレゼンテーションと合わせて、東邦HDから受領した不提訴理由通知書を開示しておりますので、株主の皆様におかれましてはその内容をご確認いただけますと幸いです

# 監査等委員会の不提訴判断は、当該供述調書について「誘導的・威圧的な取調べの下で作成された疑いがある」として、信用性を否定するという、驚くべきロジックに基づくものでした

## 監査等委員会の不提訴判断のロジック



# 当該供述調書には、枝廣CEO・馬田COO及び検察官による署名・押印がなされており、供述者・録取者の双方の立場から、その内容の正確性が確認されています

当該供述調書には、本人、検察官による署名と押印が入っており、当時、本人及び聴取した検察官がその正確性について認めたものである

供述調書に  
本人による署名・  
押印  
が存在



枝廣CEO



馬田COO



- 本人による供述調書への署名・押印は、内容全文が読み上げられ、内容に間違いがないかを確認した上で、実施するもの（刑訴法198条4項、5項）
  - 仮に、供述調書の内容が誤っている場合には、供述調書への署名・押印は拒否可能（刑訴法198条5項）
- すなわち、内容に間違いが無いことを確認したことを担保するものであり、本人自身がその正確性を認めているもの

供述調書に  
検察官による  
署名・押印が存在

供述人の目の前で、上記のとおり口述して録取し、読み聞かせ、かつ、御読ませました。  
この、誤りのないことを申し立て、末尾に署名押印した上、各ページ欄外に押印した

前 同 日	
東京地方検察庁	
検察官 検事	
検察事務官	

- 検察官による署名・押印は、「検察官が作成した正式な文書である」ということの証明となる（刑訴規則58条1項、刑訴法321条1項2号）
- すなわち、適切に作成された正式な文書であり、検察官がその正確性を認めているもの

# さらに、当該供述調書は当時の裁判において証拠能力が認められていました すなわち、東邦薬品自身は、その信用性を法的プロセスに則って認めていました

当該供述調書は、当時の裁判において証拠能力が認められており、「東邦薬品自身」が、その信用性を認めたもの

検察庁への裁判記録の謄写プロセスを経て当該供述調書が入手されている

当社は、刑事確定訴訟記録法に基づき、検察庁において訴訟記録として保管されていた当該供述調書を**謄写**した

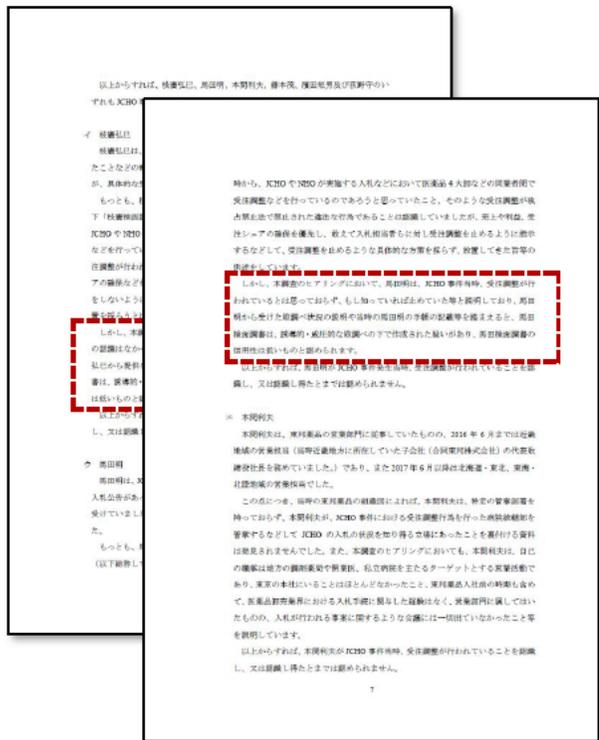
判決文に当該供述調書の証拠採用に関して争った記録が見当たらない

当社は、JCHO事件に関する判決文を取得して確認したが、その中には**証拠採用に関して争ったこと（証人尋問等）を示す記載は見当たらなかった**

- 当該供述調書が訴訟記録の一部として**閲覧・謄写**の対象となったこと自体、裁判においてその証拠能力が認められて採用されたことを意味する
- 証拠能力は、被告人である**東邦薬品の同意**があれば認められる（刑訴法326条1項）
- 当該供述調書は東邦薬品の**量刑の判断に不利な証拠**であり、信用性に争いがあるのであれば、東邦薬品は不同意とするはずである
- 仮に、東邦薬品が同意していなければ、**判決文**において、証拠採用に関して争ったこと（証人尋問等）を示す記載があるのが通常であるが、それは**見当たらない**  
→このことは、**東邦薬品自身が、当該供述調書の証拠採用に同意して信用性を認めていたことを意味している**

※仮に東邦薬品が不同意でありながら証拠能力が認められたのであれば、当時の裁判官が当該供述調書について、反対尋問等による信用性の吟味が必要ない程度に信用できる供述であると判断したことを意味し、監査等委員会の見解を真っ向から否定するものとなる

# それにもかかわらず、監査等委員会は、本人からの後日の聴取や手帳の記載といった不確かな論拠に依拠し、裁判過程において問題とされなかった「誘導的・威圧的な状況」を主張して、当該供述調書の信用性が低いとしました



「しかし、本調査のヒアリングにおいて、枝廣弘巳は、受注調整が行われていることの認識はなかった等と説明しており、**枝廣弘巳から受けた取調べ状況の説明や枝廣弘巳から提供を受けた当時の取調べ状況を記録した手帳等を踏まえると、枝廣弘巳の供述調書は、誘導的・威圧的な取調べの下で作成された疑いがあり、枝廣弘巳の供述調書の信用性は低いものと認められます。**以上からすれば、枝廣弘巳がJCHO事件当時、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。」

「しかし、本調査のヒアリングにおいて、馬田明は、JCHO事件当時、受注調整が行われているとは思っておらず、もし知っていたら止めていた等と説明しており、**馬田明から受けた取調べ状況の説明や当時の馬田明の手帳の記載等を踏まえると、馬田明の供述調書は、誘導的・威圧的な取調べの下で作成された疑いがあり、馬田明の供述調書の信用性は低いものと認められます。**以上からすれば、馬田明がJCHO事件発生当時、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。」

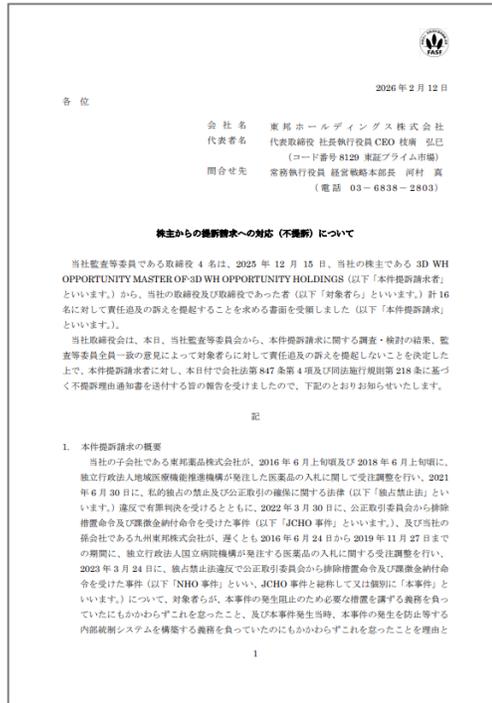


当時、最も否定する動機を持つ立場であった東邦薬品自身が、  
正式な手続きの中で証拠採用を認めた供述調書について、なぜ今になって信用性を否定するのでしょうか？

監査等委員会が信用性否定の根拠としたのは、責任追及の対象となった本人のヒアリングと、本人が事後的に提出した手帳等のみです。  
自らの責任を問われる者の事後的な説明が、本人・検察官・東邦薬品が認めた公的証拠より信頼できるという論理は成立するのでしょうか？

さらに、東邦HDは、こうした合理性に疑義のある判断理由は株主に示さないまま、当該供述調書の信用性を真摯に検討したかのように開示しています

『株主からの提訴請求への対応（不提訴）について』における記載内容  
(2026年2月12日：東邦HD開示資料)



「本件提訴請求においてJCHO事件における検察官面前調書が重要な資料とされていることに鑑み、その記載内容の信用性を慎重に吟味しました」

当社は、監査等委員会による今般の不合理的な判断理由と、株主に対する真摯さを欠いた開示姿勢のいずれもが、東邦HDにおける「形式主義への逃避」と「隠蔽体質」を示すものであり、深刻なガバナンス不全の一端を「改めて」表していると考えております

# Appendix

# 東邦HDが不提訴とした対象者、及び責任の範囲は以下の様に整理されます

## 1 枝廣氏・馬田氏

## 2 その他の取締役等

A

不正の発生阻止に必要な措置を講じる  
義務に係る取締役の責任

- 親会社の取締役が積極的に子会社の意思形成に関与した場合、親会社の取締役の親会社に対する善管注意義務が問題となる
- 親会社の取締役が子会社の法令違反行為に自ら関与した場合でなくとも、親会社の取締役は、親会社に対する善管注意義務及び忠実義務の一部として、子会社の業務を監督する義務を負う場合がある
- 例えば、不適正な行為を認識していた場合、又は認識し得た場合には、具体的な対策を講じる義務を負う

B

内部統制システム構築義務に係る取締役の責任

- 取締役は、善管注意義務・忠実義務を尽くして、取締役会の決議に基づき、具体的な内部統制システムを構築する義務を負う
- 通常想定される不正行為を防止し得る程度の管理体制を整えており、不正行為の発生を予見すべきであったという特別の事情もない場合に、取締役の内部統制システム構築義務違反を否定する裁判例がある
- 子会社の取締役等の地位において認識し、又は認識し得た事情を踏まえて内部統制システム構築・運用義務ないし監視義務を負う

A

不正の発生阻止に必要な措置を講じる義務に係る取締役の責任

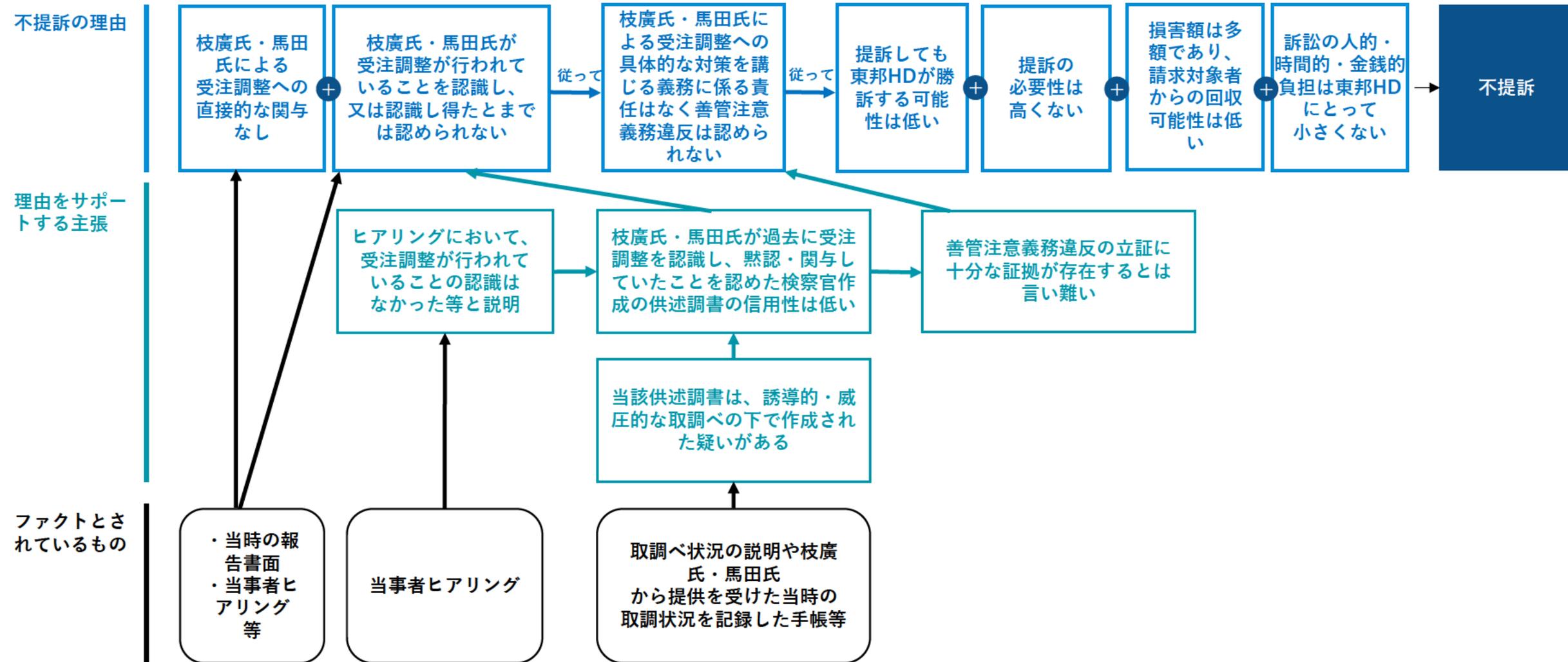
- ①-Aと同様

B

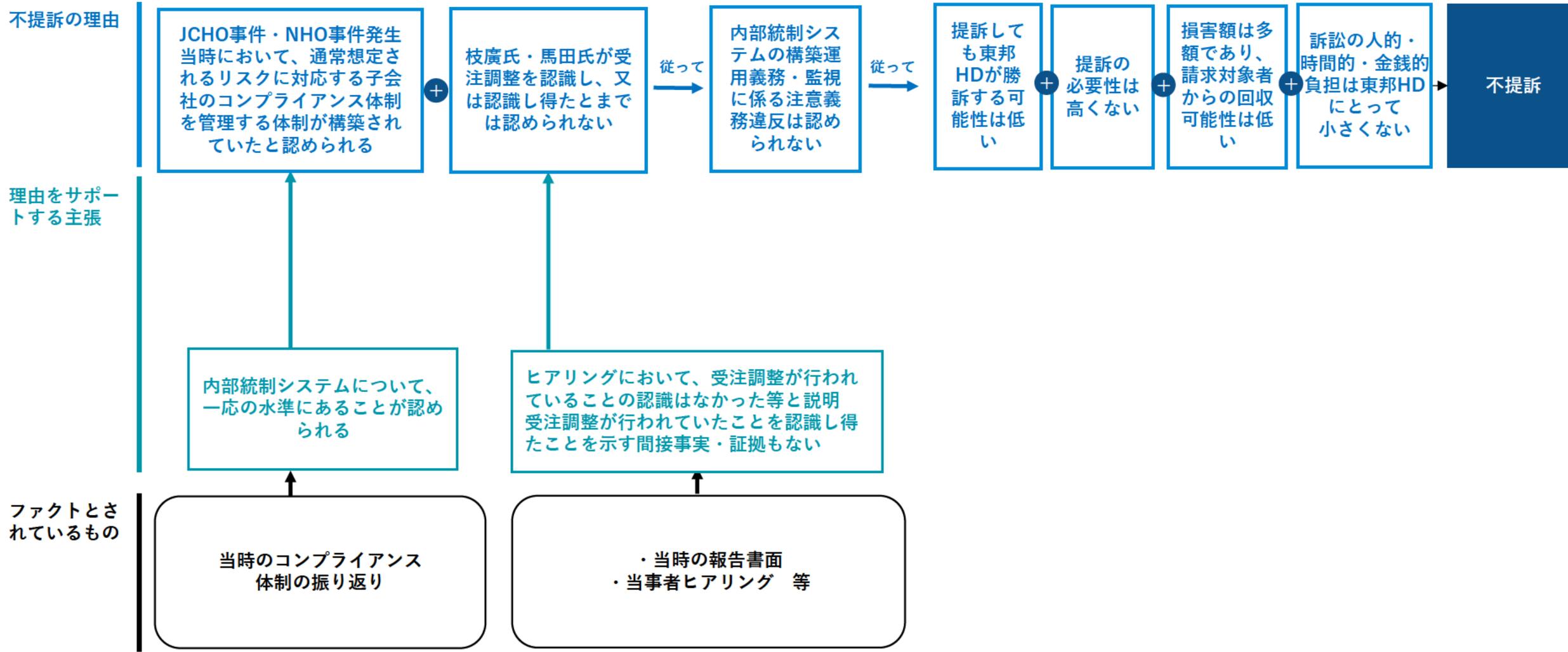
内部統制システム構築義務に係る取締役の責任

- ①-Bと同様

# 1 当社に通知された、枝廣氏・馬田氏の「不適正な行為への具体的な対策を講じる義務に係る取締役の責任」についての不提訴の理由は下記のように整理されます



**1** 当社に通知された、枝廣氏・馬田氏の「内部統制システム構築義務に係る取締役の責任」についての  
**B** 不提訴の理由は下記のように整理されます







# 免責事項

# 免責事項

このプレゼンテーション資料及びこのプレゼンテーション資料に含まれている情報（以下総称して「本プレゼンテーション」）は、東邦ホールディングス株式会社（以下「東邦HD」）に関する情報共有及び意見交換のために提供されるものです。3D Investment Partners Pte Ltd.は、東邦HDの株式を保有するファンド（以下「3Dファンズ」）の資産運用会社です。

本プレゼンテーションでは、東邦HDの事業、資本構成、取締役会、ガバナンス体制に限定した、3D Investment Partners Pte Ltd.及びその関連会社並びにそれらの関係者（以下総称して「3DIP」）の評価、推定及び意見を示しています。3D Investment Partners Pte Ltd.は、3Dファンズの資産運用会社としての立場からのみ、評価、推定及び意見を示しています。

なお、本プレゼンテーションは、東邦HDの検討又は判断についての問題点の一部を例示的に整理したものであり、3DIPの主張がこれらに限定されるものではありません。また、本プレゼンテーションにおける3DIPの意見は、東邦HDの検討又は判断について確定的な見解を示すものではなく、3DIPが行い得る法的主張を何ら制限するものではありません。

本プレゼンテーションは、東邦HDの株主総会における取締役選任議案又は他の議案に関する議決権の行使又はその他の行為について、3DIPと共同で株主の権利（議決権を含みますが、これに限りません。）を行使することを勧誘又は要請するものではありません。3DIPは、自らの評価、推定及び意見を表明する行為又は本プレゼンテーションにおいて若しくは本プレゼンテーションを通じて行う他の株主との対話により、日本法（又はその他の適用がある法律）に基づき、共同保有者・特別関係者・密接関係者として取り扱われる意図又は合意がないことを明確にします。

3DIPは、東邦HDの株主が保有する議決権の行使につき、東邦HDの株主を代理する権限を受任する意思はありません。

3DIPは、東邦HD及び東邦HDグループ会社の事業や資産を第三者に譲渡又は廃止することについて、3DIPが、自ら又は他の東邦HDの株主を通じて、東邦HDの株主総会で提案することを意図するものではありません。また、3DIPは、東邦HD及び東邦HDグループ会社の事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を行うことを目的とする意思を有していません。

本プレゼンテーションは、いかなる取引、サービス若しくは商品の提案、勧誘若しくはマーケティング、広告、誘因又は表明ではなく、投資商品若しくはいかなる種類の投資の売買の助言若しくは投資商品を購入し若しくは売却すること、何らかの投資を行うこと、何らかの取引を実行すること若しくは（条件が記載されているか否かを問わず）その他の行為を避けるべきことを推奨するものではなく、また、いかなる特定の投資若しくは投資戦略のメリットなどに関する意見でもありません。戦略や取引のいかなる事例も、単に説明を目的としたものであり、過去又は将来の戦略や実績を示すものではなく、特定の戦略の成功可能性を示すものでもありません。

本プレゼンテーションは、情報提供のみを目的としたものであり、その他のいかなる目的のためにも、いかなる人にも依拠することはできません。また、本プレゼンテーションは、取引、投資、財務、法律、税務その他のいかなる助言、提案若しくは招請でもありません。

本プレゼンテーションは、3DIPが独自に収集した情報及び公表されている情報（いずれも3DIPは別途の検証を行っていません。）に基づき作成されたものであり、完全性、適時性又は包括性のあるものではありません。3DIPは、日本の金融商品取引法が規定するインサイダー情報（以下「インサイダー情報」）を受領しておらず、また、本プレゼンテーションにはいかなるインサイダー情報も記載していません。

本プレゼンテーションには「将来の見通しに関する記述」が含まれています。特定の将来の見通しに関する記述は、過去又は現在の事実と厳密には関連していない記述であり、「かもしれない」、「でしょう」、「想定します」、「信じます」、「予想します」、「計画します」、「推定します」、「見込んでいます」、「目標とします」、「予想します」、「求めています」、「し得ます」といった表現やこれらと同等の用語を用いたその他の変換形、否定形、類似表現の一切を含んでいます。

同様に、3DIPの目的、計画、事業戦略、目標などを記載した記述は、将来を見据えたものです。本プレゼンテーションに記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、3DIPが本プレゼンテーションの作成時点で入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいた、3DIPの意図、認識、期待、推定、仮定及び評価に基づいています。これらの記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスク、不確実性、仮定その他予測することが困難な要素を含んでおり、3DIPのコントロールの範囲内ではなく、実際の業績と大きく異なる可能性があります。したがって、実際の業績などがこれらの業績見通しとは大きく異なる結果となり得ます。そのため、実際の結果を予測するものとして将来に関する記述に依拠するべきではなく、実際の結果は将来に関する記述として記載され、又は示唆されたものと大きく異なる可能性があります。3DIPは、新たな情報、将来の展開その他の結果にかかわらず、将来の予想に関する記述を更新して公表したり、修正する義務を負いません。

## 免責事項

3DIPは、本プレゼンテーションに記載された情報が正確で信頼できるものであると信じていますが、3DIPは、当該情報や記載されている東邦HDグループ及びその他の企業に関する記述、口頭でのコミュニケーションについての正確性、完全性又は信頼性について何らの表明又は保証を行うものではありません。また、3DIPは、これらの記述やコミュニケーション（それについての不正確性や欠落も含まれます。）についてのいかなる責任を負うものではありません。なお、公開会社については、公開会社又はその内部者が保有する非公開情報のうち、当該公開会社が公開していない情報が存在する場合があります。したがって、本プレゼンテーションに記載されている全ての情報は、何らかの保証をするものではなく、「現状のまま」で表示されており、3DIPはその情報の正確性、完全性又は適時性や、使用した結果について何らの表明も暗示的に行うものではありません。自ら専門家の助言を得て、関連する問題に関して自ら評価を行ってください。3DIPは、本プレゼンテーションに含まれる情報（それについての不正確性や欠落も含まれます。）の全部若しくは一部の使用やそれに関連して発生したいかなる損失に対しても、いかなる義務又は責任も負いません。いかなる投資も、完全な資本の喪失を含む重大なリスクを伴います。いかなる予測や見積もりも、単に説明を目的としたものであり、想定される損益の上限を示したものとして捉えるべきではありません。3DIPは、いかなる人に通知することなく、本プレゼンテーションの全部又は一部を変更することができますが、本プレゼンテーションにおける修正、更新、追加情報若しくは資料を提供する義務、又は不正確を訂正する義務は負いません。

本プレゼンテーションには、ニュース報道又はその他の公開の第三者情報源（「第三者資料」）からのコンテンツ若しくは引用、又はそれらへのハイパーリンクが含まれ得ます。本プレゼンテーションにおける第三者資料の引用の許可は、求められておらず、取得されていないことがあります。なお、第三者資料の内容については、3DIPが独自に検証を行ったものではなく、必ずしも3DIPの見解を示すものではありません。第三者資料の著者及び／又は発行者は、3DIPとは独立しており、異なる見解を持つ可能性があります。本プレゼンテーションに第三者資料を提供することは、3DIPが第三者資料の内容の一部について支持若しくは同意すること、又は第三者資料の著者若しくは発行者が、関連する事項に関して3DIPが表明した見解を支持若しくは同意することを意味するものではありません。第三者資料は、記載された問題に関して他の第三者により表明された関連するニュース報道又は見解の全てでもありません。

本プレゼンテーションの英語版に記載される（他の者に帰属しない）3DIPが作成した情報で、英語版と本プレゼンテーションの日本語版とが一致しない場合、別途の明示がない限り、日本語版の意味が優先されます。

3DIPは、現在、東邦HDグループの有価証券を実質的に保有し、及び／又は経済的利害関係を有しており、将来においても保有し、または経済的利害関係を有する可能性があります。3DIPは、東邦HDグループに対する投資について、継続的に、また、様々な要因に応じて、東邦HDグループの財政状態及び戦略的方向性、東邦HDとの協議の結果、全体的な市場環境、3DIPが利用可能なその他の投資機会、東邦HDグループの有価証券の購入又は売却を希望する価格で実行する可能性など、いつでも（3DIPがポジションを得た後の公開市場又は非公開の取引を含みます。）、売買、カバー、ヘッジ、又は投資の形態や実体（東邦HDの有価証券を含みます。）を、関係法令で許容されるいかなる方法によっても、変更する可能性があり、また、そのような変更について他者に通知する義務を明示的に負うものではありません。また、3DIPは、東邦HDに対する投資に関して適当と判断するいかなる行動も取る権利を留保します。この行動は、取締役会、経営陣又は他の投資家とのコミュニケーションを含みますが、これに限られません。

本プレゼンテーション及びその内容は3DIPの著作物です。本プレゼンテーションで言及されるすべての登録された又は登録されていないサービスマーク、商標及び商号は、それぞれの所有者の財産であり、3DIPによる本プレゼンテーションの使用は、これらのサービスマーク、商標及び商号の所有者との提携又は所有者による承認を意味するものではありません。いかなる場合においても、3DIPは、本プレゼンテーションの使用から生じる、直接的又は間接的な特別損害、付随的損害又は派生的損害（逸失利益を含みます。）について、いかなる当事者に対しても責任を負わないものとします。

本プレゼンテーションに記載された内容は、予告なく変更・更新されることがありますので、ご注意ください。本プレゼンテーションを読むたびに全ての内容をご確認ください。